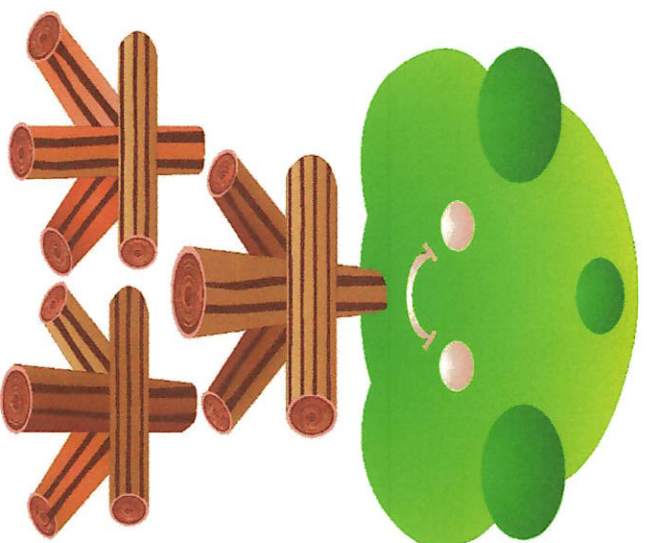
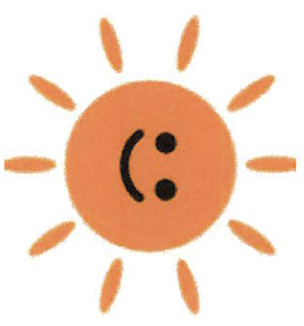




この説明書には、認定こども園として、利用者に
お知らせしなければならないことを記載しています。
ご不明の点は、遠慮なくお尋ねください。

重要事項説明書

認定こども園 森のほいくえん

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人笑顔会
事業者の所在地	長崎県佐世保市小佐世保町428番地10
事業者の連絡先	0956-24-6887
代表者氏名	理事長 仲尾 勝利

(2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園									
名称	認定こども園 森のほいくえん									
所在地	長崎県佐世保市小佐世保町428番地10									
連絡先	(電話番号) 0956-24-6887 (FAX番号) 0956-56-8808									
施設長氏名	仲尾 聡美									
開設年月日	平成29年4月1日									
利用定員	年齢区分	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計	
	1号	—	—	—	3名	4名	4名	4名	15名	
	2号・3号	12名	12名	12名	—	14名	15名	15名	80名	
	合計	12名	12名	12名	3名	18名	19名	19名	95名	
基本理念										
当園の 基本理念・方針	子どもたちの感性・五感のすべてで、自然を感じる体験活動をとおして、子どもたちの自主性と自由な時間を大切にして、自分で考え、自分で行動する力を高め、想像力と創造力を備えて、子どもたちが、心豊かに、たくましく生きる力を身につけることを目標とします。 同時に、保護者だけでなく、地域の社会資源との連携を図り、地域全体の子育て力が高まる支援を実施し、子育てに喜びを実感できる社会の実現に寄与します。									

方 針

- ・良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指します。
- ・利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めます。
- ・地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、長崎県、佐世保市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に基づき、転園の際や、就学予定の小学校等の関係機関から開示要請がある場合等、個人情報伝達があります。
- ・利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	7 2 5 . 8 2 m ²
	園庭	5 4 0 . 2 9 m ²
	構造	鉄筋コンクリート造 4 階建
園舎	延べ	9 9 8 . 6 2 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備 考
乳児室 (35.59 m ²)	1 室	つくし組：0 歳児
ほふく室 (53.02 m ²)	1 室	どんぐり組：1 歳児
保育室 (149.45 m ²)	4 室	たけのこ組：2 歳児、にじ組：3 歳児、たいよう組：4 歳児、そら組：5 歳児
調理室(46.17 m ²)	1 室	
子育て支援室(33.69 m ²)	1 室	
トイレ (48.48 m ²)	5 室	園児用 3 室、多目的 2 室、職員用 1 室
遊戯室 (97.6 m ²)	1 室	
職員室 (21.73 m ²)	1 室	
会議室 (20.65 m ²)	1 室	

(5) 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容	4 / 1 現在
園長	1 名	園長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1 名
副園長	1 名以上	園長を補佐する。また、園長に事故があるときはその職務を代行し、園長が欠けたときはその職務を行う。	2 名
主任保育士	1 名以上	主任保育士は、園長及び副園長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育の内容について他の職員を統括する。	1 名
副主任保育士	1 名以上	主任保育士を補佐する。	2 名
保育士	10 名以上	園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	19 名
看護師	1 名以上	乳幼児の健康管理・保健指導等を行う。	1 名
栄養士	1 名以上	園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理を行う。	1 名
調理員	1 名以上	献立に基づき給食・おやつ調理及び調理室の衛生管理を行う。	2 名
事務長	1 名以上	必要な事務処理、契約事務、経理事務を総括し、事務全般の業務を行う。	1 名
事務職員	1 名以上	経理及び庶務等の事務全般を行う。	1 名
園医	1 名以上	園児の心身の健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び保護者の相談・指導を行う。	1 名
園歯科医	1 名以上	園児の心身の健康管理を行うとともに定期歯科検診、職員及び保護者の相談・指導を行う。	1 名
用務員	1 名以上	送迎車の運転手、園舎・園庭の維持・管理等、その他の用務に従事する。	1 名

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前 10 時 00 分～午後 2 時 00 分（4 時間）
預かり保育	無償化対象	午前 7 時 00 分～午前 10 時 00 分（3 時間） 午後 2 時 00 分～午後 7 時 00 分（5 時間）
	無償化対象外	午後 2 時 00 分～午後 7 時 00 分（5 時間）
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	学年初めの休業日	4 月 1 日から 4 月 5 日
	夏季休業日	7 月 21 日から 8 月 31 日
	冬季休業日	12 月 25 日から翌年 1 月 7 日
	学年末休業日	3 月 25 日から 3 月 31 日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】※新2号認定はこれに準ずる

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	午前 7時00分～午後 6時00分（ 11時間）	
延長保育	延長保育時間	午後 6時00分～午後 8時00分（ 2時間） ※土曜日のみ 午後 6時00分～午後 6時30分（0.5時間）	
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後 8時00分	
	土曜日	午前 7時00分～午後 6時30分	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始（12月29日～ 1月 3日）		

※土曜保育は、前月 20 日までに翌月 1ヶ月分の申込書の提出が必要です。

（7） 利用料等

費 目	1号認定	2号認定	3号認定
特定 負担 額	保護者会費 （2人目以降） 500 円／月 0 円／月	500 円／月 0 円／月	500 円／月 0 円／月
実 費 徴 収 額	給食費 （主食費+副食費） 5,000 円／月 （1,000 円+4,000 円）	6,000 円／月 （1,000 円+5,000 円）	—
	送迎代 基本料 2人目 3人目	3,500 円／月	4,500 円／月
		2,000 円／月	2,500 円／月
		—	—
	教材費	500 円／月	500 円／月
	シーツ洗濯代 （4.5歳児を除く）	—	300 円／月
	連絡帳代	必要に応じ実費	必要に応じ実費
	地域子育てセンター	必要に応じ実費	必要に応じ実費
そ の 他	預かり保育 （無償化対象）	450 円／日	—
	預かり保育 （無償化対象外）	50 円／日	—
	一時預かり （在園児以外）	200 円／日	—

延長保育	—	時間帯により	
		18:30 まで 1 回 500 円	18:30 まで 1 回 500 円
		19:00 まで 1 回 700 円	19:00 まで 1 回 700 円
		19:30 まで 1 回 2,000 円 20:00 まで 1 回 3,000 円	19:30 まで 1 回 2,000 円 20:00 まで 1 回 3,000 円
春季加算料	—	—	
夏季加算料			
冬季加算料			

留意事項	・ 1 号認定子どもの利用者負担額（月額保育料）は、保護者の所得に応じて決まるため、次の補助金は交付されません。 ・ 私立幼稚園就園奨励費補助金 ・ 私立幼稚園就園児補助金
------	--

※ 1 送迎代は、3 人目からは無料です。年齢が低い順に計算します。

※ 2 シーツ洗濯代は、4，5 歳児は不要です。

（８）支払方法

- ・ 毎月 25 日に、保育料、教材費、給食費、送迎費、シーツ代、保護者会費は当月分を、延長保育料等、その他の費用（連絡帳代ほか）は前月分を銀行口座振替します。
- ・ 指定金融機関（親和銀行または十八銀行）の普通預金口座を準備してください。
- ・ やむを得ず口座振替が不能の場合は、月末までに現金で徴収します。
- ・ 口座振替手数料は園が負担します。

（９）提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(10) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4 月	入園お祝い会、たけのこ掘り（3歳児以上）、クッキング（5歳児）
5 月	玉ねぎ掘り（4・5歳児）運動会（1歳児以上）、交通安全教室（3歳児以上）
6 月	野菜収穫体験（4・5歳児）、内科検診、保育参観
7 月	七夕会、歯科検診、プール開き、保育参観、川遊び遠足（4・5歳児）
8 月	登園日（1号認定）
9 月	保育参観、敬老交流会、消防署見学（5歳児）クッキング（5歳児）
10 月	内科検診、山登り（3歳児以上）、座禅会（4歳児）、芋掘り（4・5歳児）
11 月	芋掘り（3歳児）、発表会
12 月	餅つき（5歳児）、保育参観（2歳児）、クリスマス会
1 月	初もうで（3歳児以上）
2 月	豆まき、クッキング（5歳児）
3 月	ひな祭り、交通安全教室（3歳児以上）、お別れ遠足（4・5歳児）、卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・登園は、1号認定は午前10時、2・3号認定は午前9時までにお願いします。 ・当日に欠席又は登園が遅れることを連絡する場合は、午前8時30分までに電話等でご連絡ください。 ・熱が37.5℃あるときは登園を控えてください。また、登園後に37.5℃を超えたときは、お迎えの連絡をさせていただきます。 ・薬の投与は原則できません。緊急の場合はご相談ください。

(1 2) 嘱託医

医療機関の名称	くすもと小児科
医院長名	楠 本 隆
所在地	佐世保市稲荷町 2 0 - 1 0
電話番号	0 9 5 6 - 3 1 - 7 8 2 8

(1 3) 嘱託歯科医

医療機関の名称	麻生歯科医院
医院長名	麻 生 宏
所在地	佐世保市高天町 1 - 8
電話番号	0 9 5 6 - 2 2 - 6 3 4 7

(1 4) 緊急時における対応方法

・火災時・地震時・風水害時・不審者侵入時・事故発生時等、それぞれの安全管理マニュアルの則って対処します。

【管轄する消防署】

消防署名	佐世保市消防局
所在地	佐世保市平瀬町 9 - 2
電話番号	0 9 5 6 - 2 3 - 5 1 2 1

【管轄する警察署】

警察署名	佐世保警察署 京町交番
所在地	佐世保市下京町 6 - 1 2
電話番号	0 9 5 6 - 2 2 - 9 4 2 6

(1 5) 非常災害対策

防火管理者	仲尾 勝利
消防計画届出年月日	平成 2 1 年 1 0 月 8 日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防災設備	自動火災報知器、誘導灯、消火器を備えています。
避難場所	園庭、隣接する駐車場、白木町公会堂、東小佐世保公民館
緊急時の連絡手段	電話・さくら連絡網

(16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	仲尾 幸子	副園長
相談・苦情解決責任者	仲尾 聡美	園 長
第三者委員	久野 哲	
	笹野 博基	
	堤 大樹	

【要望・苦情等への対応方法】

- ・要望・苦情を受付けた場合には、適切な対応し、改善を図るよう努めます。
- ・苦情受付から解決や改善までの経過と結果について、書面に記録し、一定期間ごとに 第三者委員に報告し、助言を受けます。
- ・苦情申出人に改善を約束した事項については、苦情申出人及び第三者委員に一定期間ごとに報告します。

(17) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険（あいおいニッセイ同和損害保険(株)）
① 保険の内容	活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって受けた傷害を受けた場合に適用
保険金額	・死亡・後遺障害 1名あたり 500万円 ・入院保険日額 1名あたり 3,000円 ・通院保険金日額 1名あたり 1,500円
保険の種類	賠償責任保険（東京海上日動火災保険(株)）
② 保険の内容	法律上の損害賠償責任を負う場合に適用
保険金額	1 事故 無制限

(18) 個人情報の取り扱い

- ・特定教育・保育に提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。 このほか「個人情報保護規程」に則って適切に対応します。

(19) 当園におけるカスタマーハラスメントへの対応に関する基本方針

当園では、園児及び職員の安全と安心を守るため、保護者の皆様からのご意見には誠に対応いたします。

しかしながら、以下のような行為はカスタマーハラスメントとして対応できない場合があります。

- ・暴言、威圧的な言動、人格を否定するような発言
- ・長時間にわたる過度な要求や執拗な苦情
- ・職員個人への攻撃やSNS等での誹謗中傷
- ・園のルールを著しく逸脱する要求

このような行為が確認された場合には、対応の制限や、場合によっては関係機関と連携して対応することがあります。

安心して保育をおこなうため、ご理解をお願いいたします。